

社会福祉法人三愛 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人 三愛(以下「法人」という)の役員報酬に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事・監事及び評議員をいう。
- (2)報酬とは、名目の如何を問わず職務遂行の対価として受ける財産上の利益である。
- (3)本会の役員は非常勤とする。

(役員報酬)

第3条 下記の報酬を支給する。

理事長	200,000円/月額
監事	30,000円/年額

(ただし監事は税理士・公認会計士等の財務管理識見を有する者)

(支給方法)

- 第4条
- 1、理事長の報酬は毎月25日に振込にて支給する。
 - 2、理事長報酬は法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。
 - 3、監事報酬は現金にて支給する。

(規程の改廃)

第5条 この規程の実施に関し、必要な事項は評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成24年12月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月24日から改定し、施行する。

この規程は、平成30年 3月 27日から改定し、施行する。